



のびのび いきいき 生涯学習

『生涯学習推進会議委員の委嘱を受けて』 齋藤和雄

「生涯学習」という言葉から、皆さんは何を連想されますか？学習とあるから、何かを勉強することだろう。勉強は嫌いだなあと考えていませんか。この度、生涯学習推進会議委員を委嘱されるに当たり、「生涯学習」とは、何なのかと改めて調べてみました。資料の中に「生涯学習」とは、という文章がありましたので引用させていただきます。

「生涯学習とは、多様化かつ高度化した人々の学習要求や学習需要を背景に、自己啓発・充実のため、各人の人生のあらゆる時期にわたって、適切な学習機会が整備されなければならない。」とあり、またその内容については、「学校教育、社会教育の分野だけでなく、福祉、環境、労働、産業、地域開発などの幅広い分野において、民間事業も含めて適切な対応が要請されるものであり、学習者の視点に立った理念である。」とありました。

これを読んですぐ理解できる人は、すばらしいと思います。ほとんどの人が、なんとなく理解できる。といったレベルではないでしょうか。この後に分かりやすい文章がありました。

「人生80年時代といわれる今日、人々が時代の変化に適応しながら、社会的な自己実現や生活の向上などを目指し、自ら学ぶという意思に基づいて、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、なんでも、学ぶことが出来る社会」が「生涯学習社会」とされています。もっと簡単に言ってしまうと、「生涯学習」とは、読んで字の如し、ではありませんが、生きている限り、学んだり、習ったりすることだと理解することができます。

話は変わりますが、皆さん「ふれあい講座」をご存知でしょうか。「生涯学習ガイドブック」に載っています。市の職員が講義を行う、行政編41講座、市民の皆さんに講師をしていただく市民編32講座の計73講座があります。しかし、残念なことです。利用状況がよくありません。

私も4月より生涯学習推進会議の学習活動推進部会を担当させていただきます。この利用状況の悪い原因は何なのか探していきたいと考えています。講座などにつきまして、色々な提案をし、改善していきたいと考えていますが、皆さんもご意見、ご要望などありましたら生涯学習課までお願い致します。

なお、私も「ふれあい講座」の講師として登録し、本業であります法律関係、例えば相続や遺言などの「わかりやすい法律講座」を実施していきたいと考えています。

市から、せっかく学習の場を与えていただけるのですから、自ら学ぶという意思に基づいて、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、なんでも、学ぶという気持ちで学習していただきたいと思います。

知っておきたい預金保護の新しいしくみ

平成17年3月までは、当座預金、普通預金、別段預金については、引き続き全額保護されます。



平成17年4月以降は、全額保護される決済用預金(※1)を除き、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1千万円までとその利息が保護されます。

(※1)「決済用預金」とは「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を備えた預金で当座預金や利息の付かない普通預金が該当します。

預金保険の対象となる金融機関

- 銀行(日本国内に本店があるもの)
○信用金庫 ○信用組合 ○労働金庫
○信金中央金庫 ○全国信用協同組合連合会
○労働金庫連合会
※農協、漁協、水産加工協などは別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

預金などの保護範囲

Table with 4 columns: 預金保険の対象商品, 商品対象外, 平成14年4月～平成17年3月, 平成17年4月～. Rows include 当座預金, 普通預金, 定期預金, 外貨預金, etc.

(※2)当分の間、金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1千万円の代わりに、「1千万円×合併などに関わる金融機関の数」による金額になります。(例えば、2行合併の場合は、2千万円)

(※3)定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配なども利息と同様保護されます。

預金保険制度に関する照会先

預金保険機構 ☎03(3212)6029 / 関東財務局 ☎048(600)1275